

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件」の制定等について

令和 8 年熊本地震による被害に対する障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金（以下「調整金等」という。）関係の対策については、本日、別紙 1 のとおり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 324 号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 及び 3 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 申請期限の延長

(1) 申請期限の延長の対象となる調整金等

申請期限の延長の対象となる調整金等は、特定被災区域（※）に主たる事業所の所在地を有する事業主に係るもので、令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 1 月 26 日までの間に申請期限が到来するものであること。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項）

（※）特定被災区域とは、令和 8 年熊本地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が

適用された市町村の区域である。更新されうるため内閣府防災情報のページ (http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html) を参照すること。

(2) 延長後の申請期限

特定被災区域に係る延長後の申請期限は、令和9年1月27日であること。(法第3条第1項、第2項及び令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和8年政令第260号)第3条)

2 個別の申請による申請期限の延長

法第3条第3項の規定により、特定被災区域外に主たる事業所の所在地を有する事業主であって、令和8年熊本地震の被害を受けた事業主(以下「被害事業主」という。)から、令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に申請期限が到来する調整金等の申請について、その延長を必要とする理由を記載した書面により申請期限の延長の申出が同年1月26日までにあったものについては、同年1月27日までの期日を指定して個別に当該調整金等の申請期限を延長することができる(法第3条第3項)。

なお、書面の作成に当たっては、被害事業主に特段の手間をかけることのないよう、延長を求める申請の内容、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が簡潔に記載されていれば、事足りるものとして、貴機構においては、各被害事業主に過大な負担を課さないよう留意すること。

3 相談等に係る対応

被災に伴い、調整金等に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主の事情、心情等に十分配慮し、申請期限の延長が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。また、別紙2を参考に作成した「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・事業主に配付するなどにより周知を図ること。

事業主の皆様へ

障害者雇用調整金等の申請期限の延長についてのお知らせ

令和 8 年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用調整金等の申請期限の延長について

令和 8 年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、次の①及び②に該当する障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金については、その申請期限が延長されることとなりました。

① 特定被災区域（※）に主たる事業所の所在地を有する事業主が申請するもの

（※）特定被災区域とは、令和 8 年熊本地震に際し、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。更新されうするため、最新の区域については、内閣府防災情報のページを参照してください。

(http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)



② 令和 8 年 7 月 28 日以降に申請期限が到来するもの

2 延長後の障害者雇用調整金等の申請期限

令和 9 年 1 月 27 日

※ 1、2 のほか、①に掲げる地域外に主たる事業所が所在する事業主であって、令和 8 年熊本地震により被害を受けた者である場合には、延長を必要とする理由を記載した書面により、期限の申出を行ったものについても延長することができます。

令和 8 年 月 日

【お問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇